

寄附つき商品で 地域に貢献しませんか？

「寄附つき商品事業」は、企業等が“寄附つき商品”を販売し、売上の一部を船橋市社会福祉協議会にご寄附いただくことで、船橋市の地域福祉活動に参加できる仕組みです。

自社の商品やサービスを活用して、船橋市の地域福祉に貢献しませんか？

購入者



毎日の生活で負担なく、寄附・地域貢献をすることができます。

企業等



寄附つき商品を通じた地域貢献ができ、企業のイメージアップにつながります

船橋市社協



ご寄附は、船橋市内の様々な地域福祉活動に活用させていただきます

ご協力いただいた企業等は

- ・ 当会ホームページ・広報紙「ふなばし福祉」にて企業名を掲載します（広報紙は年2回、各号約20万部発行しています）
- ・ 当会発行の領収書で、寄附金を全額損金算入することができます

ご協力の流れは裏面をご覧ください →



社会福祉法人
船橋市社会福祉協議会

〒273-0005 船橋市本町2-7-8 船橋市福祉ビル3階



047-431-2653



funabashi-syakyo@jcom.zaq.ne.jp

「寄附つき商品事業」の流れ

ホームページはこちら



1

寄附の内容を検討

.....
対象とする商品やサービス、寄附の内容をご検討ください。

例) 商品の売上の●%を寄附
サービス提供 1 件につき●円を寄附
契約 1 件につき●円を寄附

2

お申込み

.....
電話、メール等で船橋市社会福祉協議会へご連絡ください。事業の詳細についてご説明させていただきます。

☎ 047-431-2653

✉ funabashi-syakyo@jcom.zaq.ne.jp

3

覚書の締結

.....
船橋市社会福祉協議会と「寄附つき商品事業」に関する覚書を締結します。



4

寄附の開始

.....
寄附つき商品の販売やサービス提供をしていただき、売上の一部を寄附金としてお振込みください。

例) 毎月の振込み、年 1 回の振込み

いただいたご寄附は、船橋市社会福祉協議会が行う様々な地域福祉活動に活用させていただきます。



福祉教育



ミニデイサービス



子育てサロン

